

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金をお支払いする主な場合
- 保険金額・免責金額（自己負担額）
- 保険期間
- 保険料・保険料払込方法
- 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」にご加入される場合のみご確認ください。
- 原則として同伴キャディがないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金が支払われないことをご確認いたしましたか？
- ※ 同伴競技者以外の第三者の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。
- 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいているか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務等」、「補償の重複に関するご注意＊1」についてご確認ください。
＊1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

4. 今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は P.14 「団体総合生活保険 商品改定のご案内」のとおりとなりますので、ご確認ください。

この保険は、JP共済生協を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象者とする団体契約です。
保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてJP共済生協が有します。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

《お問い合わせ先》

取扱代理店：株式会社 邸 愛

〒 151-8502 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-20-6
TEL：0120-221-220
(受付時間：平日 9:00 ~ 17:00)

《引受保険会社》

東京海上日動火災保険株式会社
(担当課) 公務第二部日本郵政室
〒 102-8014 東京都千代田区三番町 6-4
TEL：03-3515-4137
(受付時間：平日 9:00 ~ 17:00)

《保険金請求時の連絡先》

事故受付センター（東京海上日動安心 110 番）

 0120-720-110

受付時間：24 時間 365 日

※加入者証券番号（団体保険加入者票に記載）をご準備のうえ、ご連絡ください。

代理店：株式会社 邸 愛 TEL：0120-221-220 (受付時間：平日 9:00 ~ 17:00)

2025 年 12 月作成 25TX-004511

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

フルガード保険は「団体総合生活保険」のペットネームです

2026年度

J P 共済生協組合員のみなさまへ

「フルガード保険」のご案内

ケガの補償等がセットになった保険です

補償内容に一部改定（規定改定）があり、保険料が変更になっております
改定内容や保険料については、必ず本パンフレットにてご確認ください



保険料は

最大約53%引

※団体割引 30%・損害率による割引 25%
大口団体契約割引 10%（傷害補償基本特約のみ）を適用

個人賠償責任
補償セット

NEW

熱中症による
入通院も対象

保険期間

2026年4月1日午後4時から2027年4月1日午後4時まで1年間

保険料払込方法

ゆうちょ銀行のご本人名義の口座より毎月 24 日に引き落とします

※補償開始月の翌々月 24 日より引き落とし開始

※24 日が土・日・祝日の場合は前営業日に引き落とし

募集締切日

2026年2月20日（金）郵愛必着

本パンフレットに記載の「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください

・更新の方：「加入依頼書」のご提出がない場合は【前年同等プラン】欄に記載の内容で自動更新となります

・新規加入、変更希望の方：「加入依頼書」に必要事項をご記入・ご署名のうえ、郵愛へご提出ください（記入方法は 7・8 ページ参照）

中途加入も随時受付しています！

郵愛までご連絡ください！

・毎月 20 日（郵愛必着）を締切日として、翌月 1 日午前 0 時より補償開始となります
(満期日：2027 年 4 月 1 日午後 4 時)

※JP共済生協の正式名称は「日本郵政グループ労働者共済生活協同組合」です

おすすめポイント

- 1 ケガの補償や個人賠償責任補償等がセットになった保険です！
- 2 最大約53%の割引が適用されます！
※団体割引30%・損害率による割引25%・大口団体契約割引10%*1（傷害補償基本特約のみ）
*1 保険の対象となる方ご本人の人数の増加により、今年度は大口団体契約割引が適用されます。
- 3 熱中症による入通院も補償されるようになりました！
- 4 個人賠償責任補償の保険金額は国内無制限！
※示談交渉（国内事故のみ対象）付帯
- 5 学校等から貸与されているノート型パソコン・タブレット端末等も個人賠償責任補償（受託品賠償）の補償対象です！
- 6 充実したサービスにより安心をお届けします！

以下のサービスは無料でご利用いただけます。

自動セット

メディカルアシスト

介護アシスト

デイリーサポート

サービスの詳細は後記「サービスのご案内」をご参照ください。



©東京海上日動

補償のラインナップ（基本補償）

ライフスタイル等に応じて、ご希望のタイプを選択してください。（参照 P.3～4）

ケガの補償（傷害補償）

例えば…・交通事故によるケガ
・旅行中のケガ
・スポーツ中のケガ
・家庭内のケガ
・仕事中のケガ

国内外において、保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。



死亡・後遺障害

ケガや熱中症で死亡したり後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

入院・手術

ケガや熱中症で入院*1したり手術*2を受けた場合に、保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

*2 事故の日から180日以内に受けた手術1回に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。



通院

ケガや熱中症で通院した場合に、保険金をお支払いします。

*事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

賠償の備え（個人賠償責任補償）

例えば…・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
・自転車を運転中、誤って歩行者と接触しケガをさせた。
・レンタルしたスキー用品を誤って壊してしまった。
・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。



国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

*1 自転車、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

例えば…・旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
・外出中、ハンドバッグをひったくられた。

持ち物への備え（携行品）

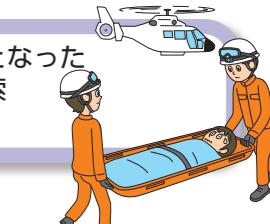
国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、動物や植物等の生物等は、補償の対象となりません。



救援者費用等補償

例えば…・乗っていた船舶が遭難し、捜索救助費用を負担した。
・ケガで長期入院することになり、家族に駆けつけてもらうことになった。



補償のラインナップ（追加補償）

部屋を借りた時の備え（借家人賠償責任補償）

例えば…
・失火により借家を焼失させてしまった。
・給排水設備の漏水事故で建物内部を水浸しにしてしまい、壁紙を張り替えた。



国内における借用戸室での火災、破裂・爆発、水漏（ぬ）れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した場合にも保険金をお支払いします。

*示談交渉は東京海上日動では行いません。

ホールインワンへの備え（ホールインワン・アルバトロス費用補償）

例えば…・ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。



国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

●以下のア.およびイ.の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス*1

ア.同伴競技者 イ.同伴競技者以外の第三者*2

●記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

例えば…ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。

※ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。

※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。

※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

【ご注意】
原則として同伴キャディがないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者*2の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。

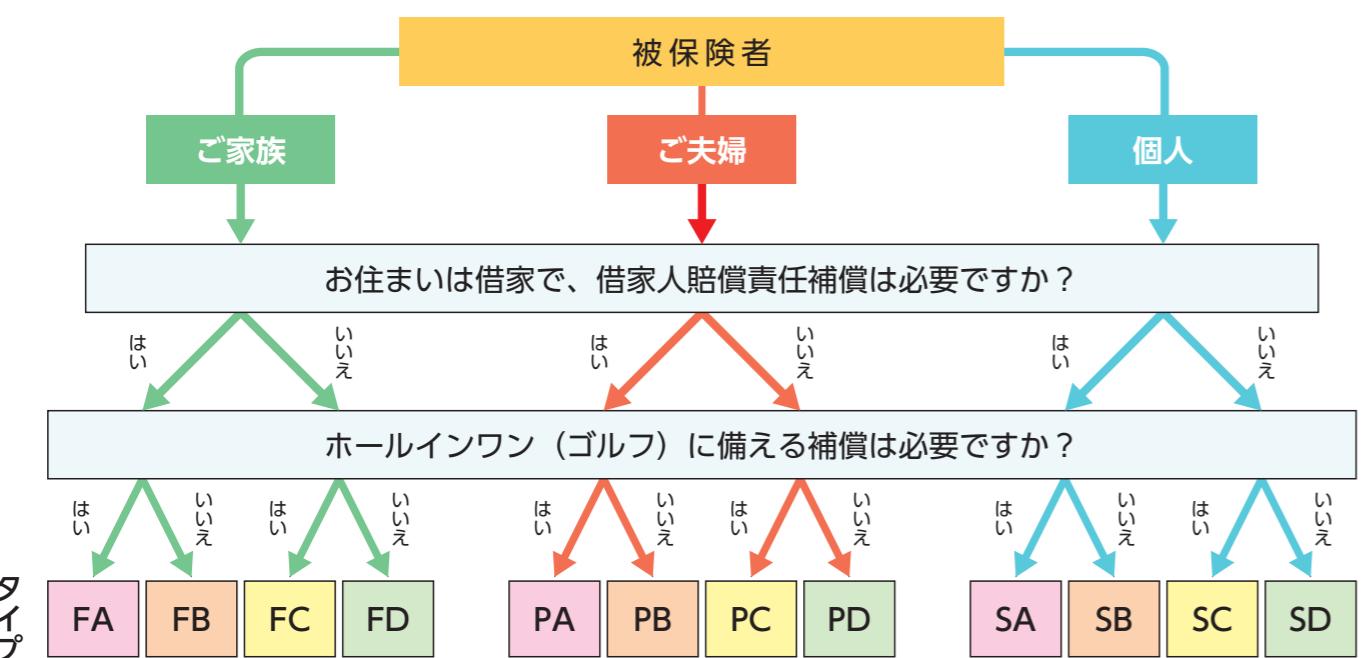


*1 公式競技の場合は、ア.またはイ.のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。

*2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用者や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

あなたのライフスタイルは…



保険料（月払）・保険金額

*保険金額は各コース共通です。
*ご加入口数は1口のみです。

【保険期間：1年間、団体割引：30%、損害率による割引：25%、大口団体契約割引10%（傷害補償基本特約のみ）】

◆家族コース◆

タイプ	FA	FB	FC	FD			
保険料（月払）	2,790 円	2,460 円	2,640 円	2,310 円			
補償内容	保険金						
傷害補償	死亡・後遺障害保険金額	200 万円					
	入院保険金額 ¹ （1日あたり）	3,000 円					
	通院保険金額（1日あたり）	2,000 円					
個人賠償責任保険金額	国内 無制限／国外 1 億円						
携行品保険金額（免責金額 ² ：5,000円）	30 万円						
救援者費用等補償保険金額	300 万円						
借家人賠償責任保険金額	1,000 万円	1,000 万円	－	－			
ホールインワン・アルバトロス費用補償保険金額	50 万円	－	50 万円	－			

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。
ただし、1事故について1回に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 自己負担額のことをいいます。

◆夫婦コース◆

タイプ	PA	PB	PC	PD			
保険料（月払）	1,830 円	1,500 円	1,680 円	1,350 円			
補償内容	保険金						
傷害補償	死亡・後遺障害保険金額	200 万円					
	入院保険金額 ¹ （1日あたり）	3,000 円					
	通院保険金額（1日あたり）	2,000 円					
個人賠償責任保険金額	国内 無制限／国外 1 億円						
携行品保険金額（免責金額 ² ：5,000円）	30 万円						
救援者費用等補償保険金額	300 万円						
借家人賠償責任保険金額	1,000 万円	1,000 万円	－	－			
ホールインワン・アルバトロス費用補償保険金額	50 万円	－	50 万円	－			

◆個人コース◆

タイプ	SA	SB	SC	SD			
保険料（月払）	1,280 円	950 円	1,130 円	800 円			
補償内容	保険金						
傷害補償	死亡・後遺障害保険金額	200 万円					
	入院保険金額 ¹ （1日あたり）	3,000 円					
	通院保険金額（1日あたり）	2,000 円					
個人賠償責任保険金額	国内 無制限／国外 1 億円						
携行品保険金額（免責金額 ² ：5,000円）	30 万円						
救援者費用等補償保険金額	300 万円						
借家人賠償責任保険金額	1,000 万円	1,000 万円	－	－			
ホールインワン・アルバトロス費用補償保険金額	50 万円	－	50 万円	－			

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。
ただし、1事故について1回に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 自己負担額のことをいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

ご加入者

JP 共済生協組合員のみなさまです。
また、退職等で組合員資格を喪失した場合も、すでにご加入の被保険者は継続いただけます。
* 「JP 共済生協組合員」とは、「JP 共済生協に加入し、総合共済・交通災害共済・住まいの共済・団体生命共済・せいめい共済・マイカー共済・年金共済のうち、いずれか 1 つ以上ご利用いただいている方」をいいます。



被保険者

(「加入依頼書」の被保険者欄に記名いただける方)

被保険者	ご加入いただけるコース	
	家族コース 夫婦コース	個人コース
① JP 共済生協組合員（退職者含む）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②上記①のご家族	配偶者 ¹ 、お子様、ご両親、ご兄弟	<input type="radio"/>
	上記①と同居されている上記以外のご親族 ²	<input checked="" type="radio"/>

* 1 配偶者（組合員ご本人様の配偶者限定）：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。

①婚姻意思（戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）を有すること

②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

* 2 親族：6 親等以内の血族または 3 親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

補償対象者

各コースにおける補償の対象者は下表のとおりとなります。

補償項目	コース	家族コース	夫婦コース	個人コース
傷害補償、携行品、救援者費用等補償	①②③④	①②	①	
個人賠償責任補償	①②③④	①②③④	①②③④	
借家人賠償責任補償	①	①	①	
ホールインワン・アルバトロス費用補償	①	①	①	
①被保険者本人 ¹ ②被保険者本人 ¹ の配偶者 ③被保険者本人 ¹ またはその配偶者の同居のご親族 ④被保険者本人 ¹ または配偶者の別居の未婚 ² のお子様				
※補償の対象となる方の統柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。				
※賠償責任に関する補償において、被保険者本人 ¹ が未成年者または補償の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も補償の対象となる方に含みます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。				
* 1 上記、 被保険者 の表の被保険者に該当し、かつ、「加入依頼書」に『補償の対象となる方（被保険者）ご本人』として記載された方をいいます。				
* 2 これまでに婚姻歴がないことをいいます。				

加入手続

- 「加入依頼書」に必要事項を記入のうえ、郵愛まで送付ください（後記、「加入依頼書記入例」をご参考ください。）。
- 新規ご加入、ご変更の締め切りは **2026年2月20日（金）郵愛必着** となります。
- 更新にあたりご加入者からの特段のお申し出または引受保険会社（東京海上日動）からの連絡がない場合、本パンフレット記載の補償内容で更新となります。
- ご加入者には、加入の証として「団体保険加入者票」を発行いたしますので大切に保管してください。
- 中途加入も隨時受付しています。加入依頼書をお送りしますので、郵愛までお問い合わせください。
毎月 20 日郵愛必着、特段の不備がなければ翌月 1 日付の加入となります。

保険料の徴収方法

- 保険料は、**ゆうちょ銀行のご本人名義の口座より毎月 24 日に引き落とします。**
※ 24 日が土・日・祝日の場合は前営業日に引き落とし
※補償開始月の翌々月 24 日より引き落とし
- 保険料の引き落としができなかった場合、翌月に併徴いたします。
- 2 か月連続で口座引落ができるなかった場合、年度内の残りの保険料を一括してお振り込みいただくことになります。一括してお振り込みいただけない場合はご契約が「解除」となり、保険金のお支払い対象にならない場合がございます。



内容変更手続き

- 保険期間中に契約のコースやタイプ等を変更ご希望の場合、変更書類をお送りしますので、郵愛までお問い合わせください。
- 住所変更、特に「借家人賠償責任」を付帯されている場合、**あらかじめご連絡をお願いいたします。**
住所変更をされておらず万が一事故があった場合、補償対象にならないためご注意願います。
- 変更書類の締め切りは毎月 20 日郵愛必着で、特段の不備がなければ翌月 1 日付けの変更となります。

ご解約

- 契約期間中途での解約を希望される場合、解約書類をお送りしますので、郵愛までご連絡ください。
解約書類はご加入者フルネームで署名のうえご返送をお願いいたします。
- 解約書類の締め切りは毎月 20 日郵愛必着で、翌月 1 日付けの解約となります。
- ご解約された場合でも、**解約日の翌々月（または翌月）まで保険料は引き落としとなります**のでご了承ください。

加入依頼書記入例

◆更新用◆

- ◆加入依頼書のA「補償内容のご確認」の頁にご案内の【前年同等プラン】欄に、現在ご加入の補償内容と同等のプランをご案内しております。今回の募集において、加入依頼書のご提出がない場合は【前年同等プラン】欄に記載の内容で自動更新となります。
- ◆ご加入内容等に変更がある場合は、下記1～6のご案内に沿ってご記入のうえご提出ください。
2026年2月20日（金）郵愛必着
- ◆1、4については記入がもれてしまうことがありますのでご注意ください。
- ◆加入依頼書は、保険の対象となる方（被保険者）ご本人1名につき1部必要となります。「保険の対象となる方（被保険者）」を新たに追加される場合には、必要部数を郵愛までお申し出ください。詳細につきましては、別途ご案内させていただきます。

※下記加入依頼書はイメージです。実際のものとは異なる場合があります。

1 記入日を必ず記入してください。

2 記載誤りがある場合

印字内容を二重線で抹消のうえ、正しい内容をご記入ください。
※機械印字と重ならないようにご記入ください。

◆記載もれがある場合

生年月日欄等に記載もれがありましら、必ずご記入ください。

3 ご加入者（JP 共済生協組合員） 本人がフルネームでご署名をお願いします。

※ご捺印不要

4 下表をご参照のうえ、ご希望のお手続きに○をしてください。

5 補償内容を変更する場合

印字内容を二重線で抹消のうえ、今回ご加入いただくタイプ名をご記入ください。
※機械印字と重ならないようにご記入ください。

6 補償内容を変更する場合 ・被保険者・1回分保険料

変更後の被保険者ごとの1回分の保険料をご記入ください。
・加入者・1回分合計保険料
変更後の加入者ごとの1回分の保険料をご記入ください。
※被保険者明細が複数部の場合は、合算した保険料をご記入ください。

4 ご希望のお手続き

○をつけていただく項目	
● ご加入者・被保険者の加入内容を変更される場合	加入内容変更
● 新たに被保険者を追加される場合	被保険者明細追加
● 被保険者明細を更新されない場合 (ご契約は更新される場合)	本被保険者明細は更新しない
● ご契約者（被保険者全員）を更新されない場合	全員更新しない

◆新規加入・中途加入用◆

◆ご加入の際は、下記1～8の記入方法のご案内に沿ってご記入のうえご提出ください。

新規加入：2026年2月20日（金）郵愛必着／中途加入：毎月20日 郵愛必着

◆1、4、6については記入がもれてしまうことがありますのでご注意ください。

◆加入依頼書は、保険の対象となる方（被保険者）ご本人1名につき1部必要となります。「保険の対象となる方（被保険者）」の人数に応じて、必要部数を郵愛までお申し出ください。

※下記加入依頼書はイメージです。実際のものとは異なる場合があります。

1 記入日を必ず記入してください。

2 【加入者】

「ご住所、お名前の漢字（カナ）、電話番号、生年月日、性別等」の必要事項をご記入ください。
※電話番号と郵便番号にはハイフンを入れてください。

3 ご加入者（JP 共済生協組合員）

本人がフルネームでご署名をお願いします。
※ご加入者お名前欄の記入・ご署名どちらも必要となります。
※ご捺印不要

4 「新規に加入」に○をしてください。

5 【被保険者】

・加入者と同じ場合
「ご加入者と同じ」に○をしてください。
※各項目のご記入は不要です。
・加入者と異なる場合
各項目をご記入ください。
「本人のお名前の漢字（カナ）、生年月日、性別」及び「本人のご住所」

6 加入者からみた続柄

続柄コードをご記入ください。
・★他の保険契約等
該当がある場合は「あり」に○をし、加入依頼書裏面に内容をご記入ください。

7 ご加入いただくタイプをご記入ください。

8 被保険者・1回分保険料

被保険者ごとの1回分の保険料をご記入ください。
・加入者・1回分合計保険料
加入者ごとの1回分の保険料をご記入ください。
※被保険者明細が複数部の場合は、合算した保険料をご記入ください。

※下記加入依頼書はイメージです。実際のものとは異なる場合があります。

E 团体保険加入依頼書

6 続柄コード

01	本人
02	配偶者
03	父母
04	子
05	兄弟姉妹
06	祖父母
07	孫
08	その他親族

フルガード保険 Q & A

Q 1 加入に関して要件はありますか?

A 1 JP共済生協の組合員のみなさまにご加入いただけます。

「JP共済生協組合員」とは「JP共済生協に加入し、総合共済・交通災害共済・住まいの共済・団体生命共済・せいかい共済・マイカー共済・年金共済のうち、いずれか1つ以上ご利用いただいている方」をいいます。

Q 2 退職しても更新できますか?

A 2 更新できます。退職で組合員資格を喪失した場合も、すでにご加入の被保険者は継続いただけます。

退職されましても自動解約にはなりません。解約をご希望の場合は書類の提出が必要となります。

Q 3 転居します。手続きは必要ですか?

A 3 住所変更手続きが必要です。特に「借家人賠償責任」を付帯されている場合はあらかじめご連絡をお願いします。

住所変更がされておらず、万が一事故があった場合は、補償対象とならないため、ご注意願います。

Q 4 団体保険加入者票はいつ頃届きますか?

A 4 団体保険加入者票は、補償開始月(変更月)の中旬の発送となります。

Q 5 配当金や返れい金はありますか?

A 5 契約者配当金、満期返れい金および解約返れい金はありません。

Q 6 なぜ熱中症が補償の対象になったのですか?

A 6 熱中症は運動やレジャー等、ケガと同様の状況下で発生することが多いことや、お客様ニーズの高まりを踏まえ、補償の対象となるように改定いたしました。

Q 7 自転車保険を検討しています。フルガード保険で補償されますか?

A 7 個人賠償責任補償と傷害補償が自転車保険に該当します。

事故の相手に対する補償…個人賠償責任補償(生命・からだ・財産(モノ))

ご自身のケガに対する補償…傷害補償(生命・からだ)

※ご自身の自転車、借りている自転車は対象外です。業務中に自転車を使用中に起こした事故は個人賠償責任補償では補償されません。

Q 8 リモート授業用に学校からノート型パソコン、タブレット端末などを借りています。補償の対象になりますか?

A 8 補償対象です。(2025年度より)

学校から借りているノート型パソコン、タブレット端末も「個人賠償責任補償(受託品賠償)」の対象になります。

Q 9 レンタルした電動キックボードで事故を起こしました。補償対象ですか?

A 9 自身のケガ、相手への賠償、キックボード本体の修理ともに補償対象なりません。

電動キックボードは特定小型原動機付自転車に分類され、原動機付自転車の一類型となるため、自賠責保険を付保する義務があり、任意保険は自動車保険で引き受けが必要があります。そのため、フルガード保険の個人賠償責任保険では補償されません。また、携行品特約第4条の「原動機付自転車」に含まれるため、保険の対象外となります。

サービスのご案内

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名：JP共済生協」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間 *1: 24時間 365日

0120-708-110

* 1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・土日祝・年末・年始を除く

0120-428-834

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報を提供します。

[ホームページアドレス] www kaigonw ne jp

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間:
・法律相談 : 午前10時～午後6時
・税務相談 : 午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www tokiomarine-nichido co jp contractor service consul input html

*弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすくお話をご説明します。

*社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スケジュール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます)、またはそれの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動グループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシスト、介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

■団体総合生活保険 補償の概要等

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

【傷害補償】

保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外因性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*2 *1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ►死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	• 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ • 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ • 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） • 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ • 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ • 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ • 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ • 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ • 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ • むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの • ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ • オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ►後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※ 1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	• 東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 • 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 • 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 • 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
入院保険金	医師等の治療を必要とし、 事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ►入院保険金額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	• 汽車、電車、気動車、モルール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 • 以下のは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、 自転車 、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物
手術保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ►入院保険金額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、 1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回 に限ります。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療ではありません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合は、入院保険金額の10倍の額のみお支払いします。	• 国内における借用戸室での火災、破裂・爆発、水濡（ぬ）れ、盗難の事故により、 貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ► 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した費用も補償します。
通院保険金	医師等の治療を必要とし、 事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ►通院保険金額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、 支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度 とします。 ※入院保険金と重複してお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により 所定の部位にギブス等*1を常時装着した日数 についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます。 なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。	• 借家人賃貸責任補償特約 • 国内における借用戸室での火災、破裂・爆発、水濡（ぬ）れ、盗難の事故により、 貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ► 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した費用も補償します。 • 示談交渉は東京海上日動では行いません。 • 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 • 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 • 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

保険期間：1年

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賃貸責任補償特約	国内外において以下の事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■ 日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■ 保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■ 電車等*1を運行不能にさせた場合 ■ 国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合 ► 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※ 国内の事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※ 東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 • 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 • 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 • 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 * 1 汽車、電車、気動車、モルール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 * 2 以下のは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、 自転車 、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物	• ご契約または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 • 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 • 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害 • 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 • 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 • 保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 • 心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 • 航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 • 以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■ 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■ 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■ 自然の消耗または劣化、変色、さび、ひび割れ、虫食い ■ 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■ 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■ 受託品の電気的または機械的事故 ■ 受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■ 詐欺または横領 ■ 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊
借家人賃貸責任補償特約	国内における借用戸室での火災、破裂・爆発、水濡（ぬ）れ、盗難の事故により、 貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ► 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した費用も補償します。 • 示談交渉は東京海上日動では行いません。 • 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 • 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 • 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	• ご契約または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 • 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 • 心神喪失によって生じた損害*1 • 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害*1 • 借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害*1 • 借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害*1 * 1 法律上の損害賠償責任が生じないときには、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した費用については、補償の対象となります。

【財産に関する補償】

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶ 損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額＊1を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>* 1 損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物</p> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失＊1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害 <p>等</p> <p>* 1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

【費用に関する補償】

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合</p> <p>■ 保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは、保険の対象となる方が遭難した場合</p> <p>■ 急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合は、緊急の捜索・救助活動をする状態になったことが公的機関により確認された場合</p> <p>■ 保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被ったケガまたは熱中症のため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合</p> <p>等</p> <p>▶ 1事故について保険金を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガまたは熱中症を治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 <p>等</p>

【費用に関する補償】

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <p>■ 下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス）</p> <p>①同伴競技者</p> <p>②同伴競技者以外の第三者＊1</p> <p>■ 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>▶ 達成のお祝いとして実際にかかった費用等＊2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※原則として同伴キャディがないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者＊1の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。</p> <p>※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいていても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者＊1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのものご提出が必要となります。</p> <p>* 1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用者や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>* 2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用者である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・パーゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ <p>等</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したもので、ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

必ずお読みください

団体総合生活保険 商品改定のご案内

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より（フルガードは2026年4月1日始期契約から）商品を改定させていただきます。

つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきます。

改 定 項 目	概 要
参考純率改定等を踏まえた保険料改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。
熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」 対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。
職種級別による料率区分の廃止	傷害補償における職種級別による料率区分を廃止（保険料を一本化）し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。

このご案内は、2025年10月1日以降始期契約（フルガードは2026年4月1日始期契約から）に対する団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

重要事項説明書[契約概要・注意喚起情報のご説明] 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族を被保険者（保険の対象となる方）とする場合等、ご加入者と被保険者が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[マークのご説明]

契約概要
保険商品の内容を
ご理解いただくための事項

注意喚起情報
ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者の申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 ●救援者費用等補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、

金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

●ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかつた場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払います。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について保険金をお支払いできず、お支払いた保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することができますのでご注意ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7 満期返り金・解約返り金・契約者配当金

この保険には満期返り金・解約返り金・契約者配当金はありません。

II ご加入におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項一覧]

項目名	基本補償・特約	傷害補償 個人賠償責任補償 借家人賠償責任補償 携行品・救援者費用等補償 ホールインワン・アルバトロス補償
他の保険契約等*1		★

*1 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、その契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申出ください。

*1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約・減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。

・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。

・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。

・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

III ご加入におけるご注意事項

1 通知義務等

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

●すべての補償共通

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行な際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいたしましたから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいたした場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することができます。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があつても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対する「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少くなりります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することができます。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（フリガナ）、組合員番号、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取り扱い

- 保険契約者であるJP共済生協は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社または同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかつたときは、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 団体保険加入者票(以下「加入者票」)はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

6 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載の事故時の連絡先までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となつた標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
＊1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨の連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があつたことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的な事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
 - 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載しておりますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。）。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
(東京海上日動安心110番)

0120-720-110

受付時間：24時間365日